

財団法人にいがた産業創造機構寄付行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）という。

(事 務 所)

第2条 機構は、主たる事務所を新潟県新潟市中央区万代島5番1号に置く。

2 機構は、従たる事務所を新潟県長岡市新産4丁目1番地9及び東京都渋谷区神宮前4丁目11番7号に置く。

(目 的)

第3条 機構は、新潟県において、新規創業や新分野進出等の企業の経営革新及び次代をリードする産業の創出を促進させるとともに、中小企業の設備近代化の促進及び経営管理の改善並びに下請中小企業及び中小商業の振興並びに、新潟県産品（以下「県産品」という。）の販路拡大に関する事業等による農林水産業及び地場産業の育成を図り、もって新潟県の産業の活性化及び中小企業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 機構は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 中小企業者の経営に係る相談、助言等の総合的支援に関する事業
- (2) 経営革新及び創業の支援に関する事業
- (3) 商品開発及び販路開拓の支援に関する事業
- (4) 産業分野における人材の育成に関する事業
- (5) 中小企業の国際展開の支援に関する事業
- (6) 産学官連携による技術開発及び産業振興に関する事業
- (7) 新産業創出のための科学技術の振興に関する事業
- (8) 中小企業者の事業の用に供する設備等の譲渡及び貸付並びに資金貸付に関する事業
- (9) 下請取引の紹介あっせん及び取引に関する苦情又は紛争処理に関する事業
- (10) 中小企業の振興に関する調査研究、情報の収集、提供及びIT高度人材育成等情報化支援に関する事業
- (11) 中心市街地商業の活性化に関する事業

- (12) 新産業創出のための投資及び債務保証に関する事業
- (13) 中小企業に関する地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構等からの受託事業
- (14) 県産品の普及及び宣伝に関する事業
- (15) 県産品の開発及び育成の支援に関する事業
- (16) 県産品の販路拡大、開発及び育成に係る情報の収集及び提供に関する事業
- (17) 県産品の販路拡大、開発及び育成に係る調査研究に関する事業
- (18) 首都圏における地域情報の発信に関する事業
- (19) 県産品（酒類を含む。）の展示及び販売に関する事業
- (20) 前各号に定めるもののほか、機構の目的を達成するために必要な事業

（業務方法）

第5条 機構は、前条各号の事業の円滑な運営を行うため、必要に応じて当該事業に係る業務の方法（以下「業務方法書」という。）を定めるものとする。

- 2 業務方法書の制定及び変更は、理事会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（委員会の設置）

第6条 機構は、第4条各号の事業を行うため、必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第2章 資産、事業計画等

（資産の構成）

第7条 機構の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 寄付金品
- (4) 補助金、委託費及び負担金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の種別）

第8条 機構の資産は、基本財産、基金及び運用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 基金は、情報化基盤整備基金、指導体制強化基金、科学技術振興基金、信濃川テクノポリス記念基金、信濃川テクノポリス債務保証基金、県産品振興基金にいがた産業夢おこし基金及び中小企業第二創業等促進基金の8種類とし、それぞれ次に掲げる財産をもって構成する。
- (1) その基金とすることを指定して寄付された財産
 - (2) 理事会において、その基金に繰り入れることを議決した財産
- 4 運用財産は、基本財産及び基金以外の財産とする。

(資産の管理)

第9条 機構の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関等に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他の確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産等の処分の制限)

第10条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いたうえで、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、新潟県知事（以下「知事」という。）の許可を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

- 2 情報化基盤整備基金、指導体制強化基金、科学技術振興基金、信濃川テクノポリス記念基金及び県産品振興基金は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ評議委員会の意見を聴いたうえで、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得て、これを処分し、又はこれを担保に供することができる。
- 3 にいがた産業夢おこし基金は、基金造成のための資金借入期間が終了した場合に処分し、新潟県に返済する。また、この間、新潟県以外の担保に供してはならない。
- 4 信濃川テクノポリス債務保証基金は、業務方法書に定める場合のほか、これを処分し、又は担保に供してはならない。
- 5 中小企業第二創業等促進基金は、担保に供することはできない。

(経費の支弁)

第 11 条 機構の経費は、運用財産をもって支弁する。ただし、次の各号に掲げる基金の運用から生ずる収益は、当該各号に定める事業に限り、支弁する。

- (1) 情報化基盤整備基金 情報化の啓蒙普及、相談指導、情報ネットワークの構築、当該事業に従事する職員の養成及び確保及び施設の整備等を行う事業
- (2) 指導体制強化基金 設備貸与事業を円滑かつ効率的に運営するための体制を整備及び強化することを目的とする事業
- (3) 科学技術振興基金 科学技術の振興と次代を担う科学技術人材の育成を図るための試験研究、調査、人材育成、人材発掘等を支援するための事業
- (4) 信濃川テクノポリス記念基金 旧信濃川テクノポリス圏域等に立地する企業の技術・経営基盤の高度化を支援するための事業
- (5) 信濃川テクノポリス債務保証基金 旧信濃川テクノポリス圏域に立地する企業が研究開発を行うための資金の借入れに対する債務保証を行う事業
- (6) 県産品振興基金 県産品の普及、宣伝及び販路拡大等に関する事業
- (7) にいがた産業夢おこし基金 中小企業の経営革新等を支援するための事業
- (8) 中小企業第二創業等促進基金 中小企業の投資を促進するための事業

(事業年度)

第 12 条 機構の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 13 条 機構の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- 3 前 2 項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告及び決算)

第 14 条 理事長は、事業年度ごとに次の書類により事業報告及び決算を調整し、事業年度終了後 80 日以内に監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

(6) キャッシュフロー計算書

(長期借入金)

第 15 条 機構が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ、その旨を知事に届け出るとともに、理事会において、理事現在数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 3 章 役員及び職員

(役員の種類)

第 16 条 機構に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 人
- (2) 副理事長 2 人以内
- (3) 理事 (理事長、副理事長を含む。) 15 人以上 25 人以内
- (4) 監事 2 人

(役員を選任)

第 17 条 理事長は、知事の職にある者をもって充てる。

- 2 副理事長は、理事長が選任する。
- 3 理事及び監事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。
- 4 理事長は、理事のうちから専務理事及び常務理事を指名することができる。
- 5 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることはできない。
- 6 理事のうち、同一の親族（3 親等以内の親族及びこの者と特別の関係にあるものをいう。）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等をいう。）又は所管する官庁の出身者の合計数は、それぞれ理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
また、同一の業界の関係者の合計数は、理事現在数の 2 分の 1 を超えてはならない。

(役員職務)

第 18 条 理事長は、機構を代表し、業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事長及び副理事長がともに事故があるとき、又は理事長及び副理事長がともに欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

- 4 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故があるとき、又は理事長、副理事長及び専務理事がともに欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 機構の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会又は知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(役員任期)

第 19 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 20 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において、理事現在数の 4 分の 3 以上の同意により、その役員を解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第 21 条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員及び非常勤の役員のうち特に必要と認められる場合には、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(事務局)

第 22 条 機構の事務を処理するため、機構に事務局を置く。

- 2 事務局に必要な職員を置き、職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織、職員の定数、及びその他事務局について必要な事項は理事長

が別に定める。

第4章 理 事 会

(構 成)

第 23 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 24 条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、機構の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第 25 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により請求があったとき。
- (3) 監事が第18条第6項第4号の規定により招集するとき。

(招 集)

第 26 条 理事会は、前条第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合には、請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 27 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 28 条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 29 条 理事会の議事は、この寄付行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

3 理事長は、軽易な事項又は緊急を要する事項については、書面により賛否を求め、理事会の議決に代えることができる。

(書面表決等)

第 30 条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、理事会に出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 31 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 評議員及び評議員会

(評議員の設置等)

第 32 条 機構に、評議員 15 人以上 25 人以内を置く。

2 評議員は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。

3 第 17 条第 6 項、第 19 条、第 20 条並びに第 21 条第 1 項本文、第 2 項及び第 3 項（費用の弁償に係る部分に限る。）の規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「理事」とあり、「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評 議 員 会)

第 33 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

- 5 第 28 条から第 31 条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 6 章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

- 第 34 条 この寄付行為は、理事会において、理事現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、知事の認可を得なければ変更することができない。
- 2 前項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第 35 条 機構は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、知事の許可があったときに解散する。
- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、知事の許可を得て、地方公共団体又は機構と類似の目的を有する他の団体に寄付する。
 - 3 前 2 項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

第 7 章 雑 則

(委 任)

- 第 36 条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 公社の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は、設立許可のあった日から昭和 47 年 3 月 31 日までとする。

理 事 長	新潟県副知事	君 健 男
専務理事	新潟県商工労働部長	水 谷 剛 蔵
理 事	新潟県総務部長	小 川 亮
〃	新潟県中小企業課長	渋 木 貞 男

〃	新潟県経営指導課長	高坂竹雄
〃	新潟県商工会議所連合会会頭	等々力英
〃	新潟県商工会連合会会長	中川精治
〃	新潟県中小企業団体中央会会	塚野清一
監事	新潟県副出納長	小林義雄
〃	新潟県信用保証協会専務理事	池田政男

- 2 会社の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、設立者の定めるところによる。
- 3 会社の設立当初の会計年度は、設立許可のあった日から昭和47年3月31日までとする。

附 則

- 1 この寄付行為の変更は、昭和48年4月1日から施行する。(第3条、第4条改正、第27条の2追加)

附 則

- 1 この寄付行為の変更は、昭和49年1月1日から施行する。(第2条改正)

附 則

- 1 この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可の日から施行する。(第15条及び第16条改正)

附 則

- 1 この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可の日から施行する。(第4条改正)

附 則

- 1 この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可の日から施行する。(第2条改正)

附 則

- 1 この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可の日から施行する。(第30条改正)

附 則

- 1 この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可の日から施行する。(第2条改正)

附 則

- 1 この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可の日から施行する。(第4条改正)

附 則

- 1 この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可の日から施行する。(第4条及び第15条改正)

附 則

- 1 この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可の日から施行する。(第4条改正)

附 則

1 この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可の日から施行する。(第4条改正)

附 則

1 この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。(第4条改正)

附 則

1 この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。(第4条及び第27条の4改正)

附 則

1 この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可の日から施行する。
2 評議員の当初の任期は、第19条第4項の規定にかかわらず平成14年3月31日までとする。

附 則

1 この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。(第15条改正)

附 則

1 この寄付行為の変更は、知事の認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。(全面改正)
2 変更後の寄付行為第19条及び第32条第3項の規定にかかわらず、知事の認可の日において現に役員又は評議員の職にある者の任期は、平成15年3月31日までとする。
3 平成15年4月1日に就任する理事、監事及び評議員については、変更後の寄付行為第17条第3項及び第32条第2項の規定にかかわらず、理事長が選任する。

附 則

1 この寄附行為の変更は、知事の認可の日から施行し、平成16年11月1日から適用する。(第2条、第8条、第10条及び第11条改正)

附 則

1 この寄附行為の変更は、知事の認可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。(第2条、第3条、第4条、第7条、第8条、第10条及び第11条改正)

附 則

1 この寄附行為の変更は、知事の認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。(第2条改正)

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、知事の認可の日から施行する。(第8条第3項、第10条第3項及び第11条改正)

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、知事の認可の日から施行する。(第14条改正)

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、知事の認可の日から施行する。(第8条、第10条及び第11条改正)